

木更津市公共施設再配置基礎調査業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

第1 目的

この要領は、木更津市公共施設再配置基礎調査業務について、当該業務の目的及び内容に最も適した事業者を選定するためのプロポーザルを実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

第2 業務の概要

- (1) 業 務 名 木更津市公共施設再配置基礎調査業務委託
- (2) 業 務 の 内 容 別添「木更津市公共施設再配置基礎調査業務委託 仕様書」のとおり
- (3) 履 行 期 間 委託契約締結日から2020年3月27日（金）まで
- (4) 当 該 予 算 額 8,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）
※この金額は、予定価格を示すものではない
- (5) 前 金 払 い 業務委託料相当額の10分の3以内
- (6) 部 分 払 い なし

第3 契約の方法

随意契約とする。なお、参加資格があると認められた者から提出された提案書類の内容について、本市関係者で構成する木更津市公共施設再配置基礎調査業務受託候補者選定審査会で審査し、随意契約の相手候補（以下、「受託候補者」という。）を決定する。

第4 参加資格

- (1) 木更津市入札参加資格者名簿に登載された者
- (2) 受注者を決定する日までに、木更津市入札参加資格者指名停止措置要領及び木更津市入札契約に係る暴力団対策措置要綱の規定による指名停止措置を受けていない者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次の事項に該当しない者
 - ア 相手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者、又は受注者を決定する前6か月以内に手形、小切手を不渡りにした者

イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者

ウ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

(4) 過去に都市計画や公共施設マネジメント計画などの策定業務の実績があること

(5) 上記(2)から(4)に該当する者で、入札参加資格と同等の要件を有していると認められる者

第 5 実施スケジュール

項目	スケジュール
(1) 実施要領の配布	2019年 4月 5日（金）
(2) 参加表明書の提出期限	2019年 4月 11日（木）午後 5時 15分まで
(3) 提案資格確認結果通知	2019年 4月 12日（金）
(4) 質問の受付期間	2019年 4月 12日（金）午前 8時 30分から 2019年 4月 16日（火）午後 5時 15分まで
(5) 質問に対する回答	2019年 4月 18日（木）
(6) 提案書類の提出期限	2019年 4月 22日（月）午後 5時 15分まで
(7) プレゼンテーション	2019年 4月 26日（金）
(8) 選定結果通知	2019年 5月 7日（火）
(9) 契約	2019年 5月 20日（月）頃

※各日程は事務の都合により変更する場合がある

第 6 資料の交付

本プロポーザルに係る資料を下記のとおり交付する。

(1) 交付資料

- ・木更津市公共施設再配置基礎調査業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領
- ・木更津市公共施設再配置基礎調査業務委託に係る公募型プロポーザル別記様式
- ・木更津市公共施設再配置基礎調査業務委託仕様書

(2) 交付方法

木更津市公式ホームページ内に掲載する。

第7 参加意向申出

(1) 応募書類

プロポーザル参加表明書（別記第1号様式）

(2) 提出期限

2019年4月11日（木）午後5時15分まで

(3) 応募方法

担当部局へ持参もしくは郵送による。

※郵送の場合は必着とし、配達記録が残る方法で郵送すること。

第8 質問・回答

(1) 質問の提出期限

2019年4月16日（火）午後5時15分まで

(2) 質問の提出方法

電子メールにより、質問書（任意様式）を担当部局に提出するとともに、電話により担当部局へ提出したことを連絡すること。

(3) 回答

2019年4月18日（木）に全質問に対する回答を一括して、木更津市公式ホームページ内に掲載する。

第9 提案資格確認結果の通知

木更津市は、プロポーザル参加表明書の内容について、「第4 参加資格」により提案資格を満たしているか確認し、2019年4月12日（金）に、参加意向申出者に対して、提案資格確認結果通知書を発送する。なお、提案資格が認められなかった者に対しては、提案資格を認めない理由を記載して通知する。

第 10 評価方法

(1) 評価方法

本業務の履行に最も適した契約の受託候補者を、厳正かつ公正に決定するため、木更津市公共施設再配置基礎調査業務受託候補者選定審査会（以下、「審査会」という。）を設置し、審査会委員が、提出された提案書類について、下記「(2) 評価基準」及び「(3) 審査項目の採点基準」に基づき、採点を行う。その上で、以下ア及びイのいずれも満たす者を受託候補者として選定するものとする。ただし、最高得点者が2提案者以上になった場合は、審査会委員の協議により受託候補者を選定し、提案者が1事業者のみの場合は、審査会委員の協議により受託候補者とするか決定する。

ア 合計得点が、以下の式を満たしている者

$$\text{合計得点} \geq \text{評価項目の合計点 (100 点)} \times \text{審査会委員の人数} \times 0.6$$

イ 合計得点が最も高い者

例) 審査会委員 6 名の場合

360 点未満となった提案者は、受託候補者としない。

(2) 評価基準

評価項目	配点
過去において十分な業務実績を有しているか	10
経験豊かな担当者による業務実施体制となっているか	10
本業務に対する意欲、熱意がみられるか	10
候補地の比較・分析に向けた手法が適切なものとなっているか	10
全体的に再配置計画に向けた手法が適切なものとなっているか	20
全体的に効果的で有益なものとなっているか	10
市の取り巻く環境を踏まえたものとなっているか	10
作業スケジュールが適切なものとなっているか	10
価格点 (提案者の最も低い価格 ÷ 当該提案者の価格) × 10	10

※価格点：小数点以下を切り捨てた後、集計する

(切捨て後が8点である場合：8点×審査会委員数)

(3) 審査項目の採点基準

評価	判断基準	得点化基準
A	特に優れている	各項目の配点×1.0
B	優れている	各項目の配点×0.8
C	普通	各項目の配点×0.6
D	やや劣る	各項目の配点×0.4
E	劣る	各項目の配点×0

第11 提案方法

提案者は、以下のとおり選考に必要な提案書類を担当部局に提出すること。なお、1事業者につき1つの提案の提出に限る。

(1) 提案書類

後述のとおり。

(2) 提出方法

担当部局へ持参する。

(3) 提出期限

2019年4月22日（月）午後5時15分まで

プレゼンテーションに必要なデータもあわせて提出する。なお、提出データは提案書類に沿ったものであれば、プレゼンテーション用に加工したもので構わない。

※プレゼンテーション用データのみ2019年4月24日（水）までに電子メール等により再提出が可能。

(4) 作成上の注意

提案書類は①～⑧の順にファイルで綴じ、1部ずつ右側にインデックス（No.1～No.8）を付して正本1部と副本6部を提出する。

(5) 事前審査

提案者が5事業者を超える場合には、提出のあった提案書類について、「第10 評価方法(2) 評価基準」により事前審査を行い、内容が優れた5事業者を本審査の対象とする。事前審査の結果については、2019年4月24日（水）までに通知する。

(6) プレゼンテーションの順番

提案書類提出時にくじをひき、番号の大きい提案者から当日プレゼンテーションを開始する。

※提案者を参集してくじをひくものではなく、提案書類提出時に合わせてくじをひく。

○提案書類

評価	得点化基準
①提案書表紙（別記第2号様式）	所在地・会社名・代表者を記入し押印した上で鏡表紙とする。
②企画提案書（任意様式）	「第10 評価方法（2）評価基準」を参考に、具体的な実施方法を記載する。
③業務工程表（任意様式）	業務スケジュールを記載する。
④業務実績（別記第3号様式）	都市計画や公共施設マネジメント計画作成などの過去の実績を記載する。
⑤業務実施体制（別記第4号様式）	担当する業務内容を記載する。
⑥配置予定者の経歴（別記第5号様式）	配置予定者の氏名、実績等について、記載する。なお、保有資格については、証明できる書面の写しを添付する。
⑦見積書（任意様式）	合計金額のほか、積算内訳も記載する。
⑧会社概要	パンフレットも可とする。

第12 プレゼンテーション

プレゼンテーションの実施方法等については、次のとおりとする。

- ①プレゼンテーションの時間は1事業者あたり15分以内とする。
- ②プレゼンテーションの実施終了後、約10分の質疑応答時間を設ける。
- ③プレゼンテーション会場への入場者は、3名以内とする。
- ④プレゼンテーションに必要となるパソコン、スクリーン、プロジェクターの機器類は、本市で用意する。

※パソコンは、Microsoft Office Power Point 2013 がインストール)

⑥プレゼンテーションの日程は下記のとおりとする。

- ・実施日 2019年4月26日（金）午後2：00～
- ・実施場所 木更津市役所 駅前庁舎8階

第13 選定結果の通知

選定結果通知書を郵送する。

- (1) 通知日

2019年5月7日（火）

(2) 選定結果についての異議申し立てには、一切応じない。

第14 選定結果の公表

選定結果については、下記のとおり公表する。

(1) 公表事項

受託候補者、総合計得点

(2) 公表方法

木更津市公式ホームページ内に掲載する。

第15 契約の締結

(1) 提案書類の内容について、業務の詳細を協議の上、再度見積書（提案書類の提出時の⑦見積書とは別に）を徴収し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結する。

※地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約による。

(2) 受託候補者と協議が整わない場合は、次点者と協議を行い、上記と同じ手続きにより契約を締結する。

第16 その他

(1) 次のいずれかに該当する場合は、失格又は無効とする。

①提案書類等の必要書類を期日までに提出しない場合

②「第4 参加資格」を満たしていない場合

③提案書類等に虚偽の記載がある場合

④見積書の金額が当該予算額を超えているもの

(2) 提案書類等の作成等に要する費用は、提案者の負担とする。

(3) 提案書類等は返却しない。

(4) 提出期限以降における参加表明書及び提案書類は、原則として記載内容の変更は認めない。

(5) 参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出するものとする。また、提案資格確認通知後、提出期限までに提案書類の提出がない場合は、辞退したものとみなす。

(6) 本委託業務の履行に伴い生じた著作権その他の権利は、木更津市に帰属するものとする。

(7) 受託候補者が決定するまで間、提案者の数等は公表しないものとする。

第 18 担当部局

木更津市総務部行政改革推進室

〒292-8501

木更津市富士見一丁目2番1号

木更津市役所 駅前庁舎8F

電 話 0438(23)8698

e-mail gyoukaku@city.kisarazu.lg.jp